



自転車に乗りたくなるまち

特集1

健康によく、環境にも
財布にも優しい自転車。
安城は高低差がほとん
どなく、自転車に乗る
のに適したまちと言え
ます。
市では、たくさんの方
に自転車に乗ってもら
いたいと考えています。
そのための取組を紹介
します。



取組その1

りよくどう 明治用水緑道の整備

本市には、自転車と歩行者の専用道路である「明治用水緑道」があるのを知っていますか。市内を南北に縦断し、枝分かれする形で計5本の緑道があります。

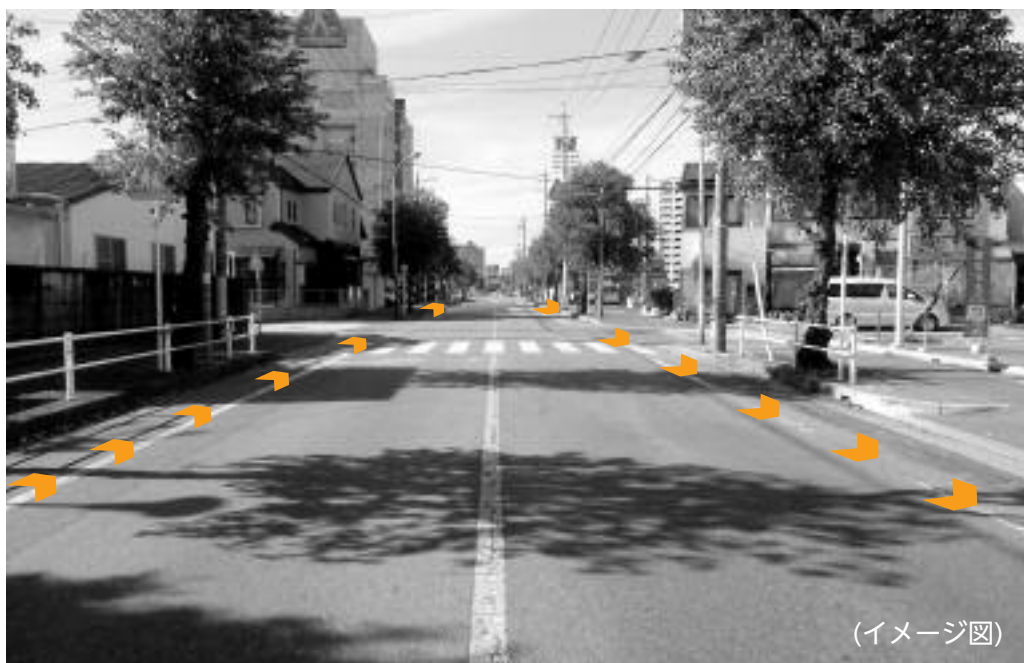
緑道では、死角や段差をなくしたり、一部で歩行者と自転車の通行レーンを分ける等して、安全性の向上を図っています。また、現在位置・走行距離等を確認できる看板や駐輪場・休憩施設等も設置。緑道沿いの草刈、除草等の維持管理に努め、緑道を通る人々が四季折々の景色を感じられるよう配慮しています。

明治用水緑道

- ① 西井筋(里町) 約2km
- ② 県道豊田安城自転車道(東井筋)
(里町～藤井町) 約13km
- ③ 中井筋(三河安城町～今池町)
約3km
- ④ 花の木用水(横山町～和泉町)
約4km
- ⑤ 西高根用水(浜屋町～篠目町)
約3km

取組その2

安城三河安城線にも
自転車走行区域を示す
青色標示を施します



(イメージ図)



今秋より、JR安城駅とJR三河安城駅をつなぐ市道「安城三河安城線」の車道に、自転車が行く区域を示す青色の標示を施す工事を始めます。

道路交通法で自転車は車両と規定されているため、車道を走ることが原則となります。市では、「エコサイクルシティ計画」に基づき、順次、自転車走行区域を示す青色の標示を始めています。

安城三河安城線への青色標示は、市内ではデンパーク通り線に次ぐ2箇所目となります。



デンパーク通り線は車道に自転車が行く場所を標示したことで、より快適な自転車走行が可能になりました。昨年行ったサイクリングイベントでもコースに使用され、サイクリストからも大変ご好評をいただいています。

市では、青色標示道路をはじめとした、自転車が走りやすい道等を案内するサイクリングマップを配布しています。ぜひご活用ください。



デンパーク通り線の
青色標示、好評です

都市計画課
深津英里



取組その3

TSマークの取得・更新を勧めています

自転車は事故の被害者にも、そして車同様、加害者にもなり得ます。自転車事故での高額賠償事例が相次いでいる中、市は自転車保険の加入を勧めており、その一つに「自転車向け保険(TSマーク)」があります。

TSマークの有効期限は1年間で、更新をせずに自転車に乗り続けるケースが多く見受けられるため、毎年の更新を勧めています。

市内22の「まちの自転車屋さん」(認定ステッカーが店舗に貼られています)でマークの取得や更新をすると、市から500円を補助します(点検費用は概ね1000~2000円。別途整備費用が必要になる場合があります)。

また、市の自転車購入補助を受けるには、TSマークの取得が条件となっています(本紙4月1日号参照)。

TSマーク

自転車安全整備士が点検整備した普通自転車に貼付されるもので、このマークには傷害保険と賠償責任保険が付いています。(付帯保険)



TSマーク付帯保険補償額(赤色)

	死亡又は重度後遺障害(1~4級)	入院(15日以上)
傷害補償	一律100万円	一律10万円
賠償責任補償	5000万円(限度額)	—
被害者見舞金	—	一律10万円

※詳細は都市計画課まで問い合わせてください。

取組その4

自転車の安全利用の啓発をしています

平成27年6月に改正道路交通法が施行され、自転車の危険行為を繰り返す運転者には有料講習の受講が義務付けられました。傘差し運転や携帯電話を使用しながらの運転も危険行為です。

市では毎月、自転車の安全な乗り方についての講習会を開催しています。ぜひ受講し、安全な乗り方について学びましょう。※日程は本紙で定期的にお知らせしています。

自転車安全利用五則

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用



◀まだまだ街中で見かける傘差し運転。危険行為と見なされます。(写真はイメージ)